



2013年2月12日 第2013-13号
 【発行】 J A M
 【発行責任者】 宮本 礼一
 【編集】 政策・政治グループ
 TEL 03-3451-2425
 E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

厚生年金制度に関する専門委員会

厚生年金基金制度の見直しに関する意見書まとめる

2月8日、厚生労働省社会保障審議会年金部会・厚生年金基金制度に関する専門委員会（以下専門委員会）は、厚生労働省が昨年示した「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」に関する意見を取りまとめました。

厚生年金基金の運用難はA I J投資顧問の年金資産消失事件で表面化し、厚生労働省は一定の経過期間において制度を廃止する方針を決定しました。専門委員会は、この決定を具体化するために社会保障審議会年金部会の下に設置され、**JAM宮本書記長が労働側委員として就任**しました。専門委員会では、代行割れ問題への対応、持続可能な企業年金のあり方、代行制度のあり方等について、関係団体からのヒ

アリングを含め、7回にわたり審議を行いました。

意見書では、改正法の施行日から10年間の移行期間をもって代行制度を段階的に縮小するとともに、財政状況が健全な基金は、他の企業年金へ移行させつつ制度を廃止するという方向性を示しました。

厚生労働省は改正法案を今通常国会に提出する予定です。しかし自公政権内には「健全な基金の存続を」という声もあり、連合の南雲事務局長は談話の中で「問題の先送りは許されない。法案の提出と早期成立に向け、連合・構成組織が一体となり、政府・各党への働きかけを強めていく」と述べました。

【厚生年金基金】

厚生年金基金は企業年金の一類型ですが、公的年金である厚生年金保険制度の一部を代行運営しています。公的年金の保険料の一部を基金が徴収し、企業独自の上乗せ部分の資産と併せて管理運営するとともに、代行部分の給付を行うという仕組みです。しかし制度創設から約半世紀経過し、利差益が利差損に転じました。単独企業やグループ企業でつくる基金の大半は「代行返上」を行い、代行部分を持たない確定給付企業年金等に移行しました。現在では基金の約8割は同種同業の複数の中小企業により構成される「総合型基金」となっています。また、近年では保有資産が代行部分に必要な水準に満たない「代行割れ」問題が顕在化しています。代行部分の給付責任は最終的には厚生年金本体が負うため、代行割れ問題を放置することは厚生年金本体の財政リスクが高まることにつながります。

<基金がない企業の労働者>

<基金がある企業の労働者>

